平成２１年（フ）第３３２２号
名古屋市千種区唐山町３丁目14番地の１　グリーンヒル東山301号
債務者　岡元　知子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２号
福島県いわき市郷ケ丘２丁目31番地の１
債務者　佐藤三喜男
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１３号
福島県いわき市郷ケ丘２丁目31番地の１
債務者　佐藤　初江
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第１２２号
青森県八戸市大字尻内町字鴨ヶ池98番地１　清川アパート10号、前住所青森県八戸市大字田面木字堤下12番地３　山道アパート１号
債務者　中野　昭子（旧姓林）
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第３０４号
青森県三戸郡階上町大字道仏字天当平１番地73、前住所青森県八戸市江陽４丁目２番９号　アンジェニュ305号
債務者　大村　寛行
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第３３５号
青森県八戸市大字田面木字上田面木64番地４　寿荘１号、前住所青森県八戸市大字田面木字山道下タ２番地２　コーポ山道１
債務者　上村　洋子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第３４３号
青森県八戸市南郷区大字島守字根子久保32番地１
債務者　中山　定彦
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第３４７号
青森県八戸市大字尻内町字尻内22番地39、前住所青森県八戸市長者２丁目７番８号
債務者　夏川戸淳子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第３５２号
青森県八戸市是川３丁目11番地10、前住所青森県八戸市青葉３丁目５番５号
債務者　清水　真弓（旧姓戸草内）
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第３５３号
青森県八戸市大字白銀町字堀ノ内17番地２、前住所青森県八戸市大字糠塚字板橋11番地
債務者　三橋　静子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第２号
青森県八戸市大字金浜字下山37番地１、前住所青森県八戸市大字鮫町字ハンノ木沢30番地
債務者　新沼舘美由紀
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第４号
青森県八戸市旭ケ丘１丁目６番地　市営住宅Ａ３－２－４、前住所青森県八戸市大字新井田字小久保尻24番地２　コーポ旭ケ丘203号室
債務者　川守田美津子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第６号
青森県八戸市南類家４丁目５番Ｂ６―14号　市営住宅
債務者　城前千恵子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第４号
青森県上北郡おいらせ町明土６番地１
債務者　袴田　綾子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　青森地方裁判所八戸十和田支部

平成２１年（フ）第１４７３号
さいたま市浦和区領家３丁目14番３号
債務者　小島　朋美
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５４１号
埼玉県南埼玉郡宮代町宮代２丁目２番13号　メゾンエスポワール102号
債務者　上松　孝朗
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５９２号
埼玉県北葛飾郡鷲宮町大字上内478番地　わし宮団地３街区18棟203号
債務者　亀岡　和子（旧姓小野田）
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係